

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成20年1月31日(2008.1.31)

【公開番号】特開2006-191438(P2006-191438A)

【公開日】平成18年7月20日(2006.7.20)

【年通号数】公開・登録公報2006-028

【出願番号】特願2005-2459(P2005-2459)

【国際特許分類】

H 04 M 1/02 (2006.01)

【F I】

H 04 M 1/02 C

【手続補正書】

【提出日】平成19年12月12日(2007.12.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

互いに対向する内側面を有する第1、2の筐体と、

前記第1、2の筐体を結合するとともに、前記第1の筐体の内側面と前記第2の筐体の内側面とが相対的に接近または離隔するように前記第1の筐体と前記第2の筐体とを相対的に回動させる第1の軸線と、前記第1の筐体の内側面と前記第2の筐体の内側面とが平行状態を保つように前記第1の筐体と前記第2の筐体とを相対的に回動させる第2の軸線とを有するヒンジと、

前記第1、2の筐体の何れか一方に設けられた磁性体と、

前記第1、2の筐体の他方に設けられ、前記第1、2の筐体の状態を含む携帯端末の使用形態を検出するための磁気センサと、を備え、

前記磁性体および前記磁気センサは、前記第2の軸線から等しい距離に設置されたことを特徴とする携帯端末。

【請求項2】

前記磁性体および前記磁気センサは、前記第1の軸線から等しい距離に設置されたことを特徴とする請求項1に記載の携帯端末。

【請求項3】

前記磁気センサが設置された筐体にもう1つの磁気センサを備え、

前記もう1つの磁気センサおよび前記磁性体は、前記第1の軸線に直交する前記第1、2の筐体の第1、2の中心線から等しい距離に設置されたことを特徴とする請求項2に記載の携帯端末。

【請求項4】

前記磁性体が設置された筐体にもう1つの磁性体を備え、

前記もう1つの磁性体および前記磁性体は、前記第1の軸線に直交する前記第1、2の筐体の前記第1、2の中心線から等しい距離に設置されたことを特徴とする請求項3に記載の携帯端末。

【請求項5】

前記第1、2の筐体の何れか一方に画像を表示するための画面を備え、

前記画面は、前記磁気センサにより検出した前記使用形態に応じて、前記画像を回転させて表示することを特徴とする請求項4に記載の携帯端末。

【請求項 6】

前記第1、2の筐体の何れか一方にアンテナを備え、

前記アンテナは、前記磁気センサにより検出した前記使用形態に応じて、前記アンテナの受信に関わる特性を変更することを特徴とする請求項4または請求項5に記載の携帯端末。

【請求項 7】

テレビ放送の受信を制御するテレビ放送受信制御手段を備え、

前記テレビ放送受信制御手段は、前記磁気センサにより検出した前記使用形態に応じて前記テレビ放送の受信を起動することを特徴とする請求項4から請求項6までの何れかに記載の携帯端末。

【請求項 8】

映像の再生を制御する映像再生制御手段を備え、

前記映像再生制御手段は、前記磁気センサにより検出した前記使用形態に応じて前記映像の再生を起動することを特徴とする請求項4から請求項6までの何れかに記載の携帯端末。

【請求項 9】

前記磁性体は、磁石からなることを特徴とする請求項1から請求項8までの何れかに記載の携帯端末。

【請求項 10】

前記磁気センサは、ホール素子を利用したセンサからなることを特徴とする請求項1から請求項9までの何れかに記載の携帯端末。

【請求項 11】

互いに対向する内側面を有する第1、2の筐体と、

前記第1、2の筐体を結合するとともに、前記第1の筐体の内側面と前記第2の筐体の内側面とが相対的に接近または離隔するよう前記第1の筐体と前記第2の筐体とを相対的に回動させる第1の軸線と、前記第1の筐体の内側面と前記第2の筐体の内側面とが平行状態を保つように前記第1の筐体と前記第2の筐体とを相対的に回動させる第2の軸線と、を有するヒンジと、

前記第1、2の筐体の何れか一方に設けられた磁性体と、

前記第1、2の筐体の他方に設けられた、前記第1、2の筐体の状態を含む携帯端末の使用形態を検出するための磁気センサと、を備え、

前記磁性体および前記磁気センサは、前記第2の軸線を中心とした特定の円周上に設置されたことを特徴とする携帯端末。

【請求項 12】

前記磁性体および前記磁気センサは、前記第1の軸線に対して対称に設置されたことを特徴とする請求項11に記載の携帯端末。

【請求項 13】

前記磁気センサが設置された筐体にもう1つの磁気センサを備え、

前記もう1つの磁気センサおよび前記磁性体は、前記第1の軸線に直交する前記第1、2の筐体の第1、2の中心線に対して対称に設置されたことを特徴とする請求項12に記載の携帯端末。

【請求項 14】

前記磁性体が設置された筐体にもう1つの磁性体を備え、

前記もう1つの磁性体および前記磁性体は、前記第1の軸線に直交する前記第1、2の筐体の前記第1、2の中心線に対して対称に設置されたことを特徴とする請求項13に記載の携帯端末。